



八雲ゆう游こいのぼり



発行
松江警察署
八雲 駐在所

松江警察署
ホームページ
QR



5月4日、「八雲ゆう游こいのぼり2025」プラレールまつりのイベント時に、

パトカーの展示、乗車、制服の試着

を行いました！子供たちが実際に制服を着てみたり、パトカーの乗車体験も行い、たくさんの人たちに楽しんでもらいました！

また、八雲地区の交通安全対策協議会の方々と一緒に交通安全の呼びかけも行いました。

身近な場所にも麻薬の原料となる芥子（けし）の花がある場合があります。怪しい花を見かければ、駐在所又は保健所まで。



危険ドラッグは
ダメ!!



見つかってます、芥子（けし）の花！

アツミゲシ



八雲町内でも実際に発見されています！
※他にも芥子（けし）の花の種類はあります。



茎上部の葉は茎を抱き込む



つぼみの表面と茎に毛がある。



島根県警察本部



不法滞在・不法就労防止
皆様のご理解とご協力をお願いします!!

～外国人を雇用する事業者の皆様へ～

外国人を雇用する際は、必ず確認してください

1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

注意!!!!

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

不法就労助長罪

「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」

